

別 紙

1 区 分	2 事 業 内 容	3 対 象 経 費	4 補助基準額	5 補助率
対面型相談支援事業	関係行政機関、民間団体、医療機関等が幅広く連携し、自殺対策に資するよう、弁護士、司法書士、社会福祉士、保健師、臨床心理技術者等の専門職を活用して、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務問題等に対する生活相談と、心の健康等の健康要因に関する相談を併せて行う「包括支援相談」を開催したり、相談窓口を設置・充実するなど、相談支援体制の強化を図るための事業（訪問相談、傾聴サロンの開設等も含む。）	相談事業の実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金	知事が必要と認めた額	10/10
電話相談支援事業	関係行政機関や民間団体で実施する電話等による相談事業について、電話番号の共通化、フリーダイヤル設置、24時間対応、必要な設備・備品の充実強化など心の悩みを抱える人が相談しやすい環境を整備するための事業	電話相談事業の実施に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金	知事が必要と認めた額	10/10
人材養成事業	行政機関等の相談担当者や民間ボランティアなど、自殺対策に関わる多様な分野に携わる人材を緊急に養成するための事業 ①自殺の危険性の高い人を早期に発見し適切な対応を行うため、人材養成を担う指導員の養成や、その指導員が講師となってゲートキーパー養成研修会の実施 ②自殺を考えている人、自殺未遂者等の自殺の危険性の高い人、自死遺族等に相談支援を行う人材を養成するための研修の実施 等	研修会の開催に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料、補助金、負担金	知事が必要と認めた額	10/10
普及啓発事業	心の悩みを抱える避難者又は被災者に対する「気づき」「つながり」及び「見守り」ができるようにするなど広報啓発を強力に実施するための事業（新聞、テレビ、ラジオ等による広報、パンフレットの作成・配布、シンポジウム、講演会の開催等）	広報啓発の強化に必要な報償費、賃金、報酬、社会保険料等、旅費、需要費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、委託料、補助金	知事が必要と認めた額	10/10
強化モデル事業	上記のメニュー以外で地方公共団体が独自に取り組む以下の事業 ①既存事業にない先導的な取組となる自殺対策事業 ②①を実施する上で必要となる調査・研究 ③自殺のハイリスク者に対する支援の実施 ④自殺を考えている人への一時的避難場所（シェルター）の提供等 ⑤自死遺族のための分かち合いの会の運営等の支援	強化モデル事業の実施に必要な経費	知事が必要と認めた額	10/10

※実施する事業は、東日本大震災における避難者又は被災者向けの自殺対策事業とする。

※強化モデル事業について、関係行政機関の恒常的職員に係る人件費等の経常的な経費は対象外とする。